

# 法律（健康増進法）の改正により、受動喫煙防止対策を講じることが義務付けられます。（罰則が適用されることがあります。）



健康長寿のまち・京都



受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこの煙にさらされること）の防止の一層の推進を図るため、**令和元年7月1日**から、改正「健康増進法」（以下、「法律」といいます。）が施行されます。

**法律で「第一種施設」と区分される施設を管理する立場にある人（管理権原者等）は、受動喫煙を防ぐために、法律に基づき、施設に関して適切に措置を講じていただく義務があります。**

（概要は3ページ、4ページを御覧ください。）

子ども、病気の方等は受動喫煙による健康影響が大きいことを考慮し、こうした方々が主たる利用者となる施設や屋外について、受動喫煙対策を一層徹底することとされています。

「受動喫煙ゼロ」に向けて、皆様の御理解と御協力をよろしくお願いいたします。



京都市  
CITY OF KYOTO

京都市保健所

# ① 法律で「第一種施設」と区分される施設

## (1) 学校（※）

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校、大学（専ら大学院の用途に供する施設を除く）、専修学校、各種学校、養成施設（理容師、理学療法士等）等

## (2) 病院等

「医療法」に規定する病院、診療所、助産所

## (3) 薬局

「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に規定する薬局

## (4) 介護老人保健施設等

「介護保険法」に規定する介護老人保健施設、介護医療院

## (5) 各種施術所

施術所（あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師又は柔道整復師がその業務を行う場所をいう）の用途に供する施設

## (6) 児童福祉法に規定する各種施設（※）

保育所、児童館、障害児通所施設、母子生活支援施設、認可外保育施設等

## (7) 認定こども園

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」に規定する認定こども園

※ 詳細については、4ページに記載しています京都市ホームページ「受動喫煙を防止しましょう」にある「「健康増進法の一部を改正する法律」の施行について（受動喫煙対策）（厚生労働省通知）」を御覧ください。

## ② 法律で定められていること

- **令和元年7月1日から、屋内は「禁煙」、敷地内（屋外）は「原則として禁煙」としなければなりません。**

「屋内」とは「外気の流入が妨げられる場所として、屋根がある建物であって、かつ、側壁が概ね半分以上覆われているものの内部」を指します。これに該当しない場所については、「屋外」と扱います。

- 「加熱式たばこ」についても同じ取扱いです。
- 喫煙が禁止されている場所に、灰皿等の喫煙器具等を利用できる状態で設置してはいけません。
- 敷地内については、一部を喫煙場所とすることができますが、以下3つのことを必ず守らなければなりません。

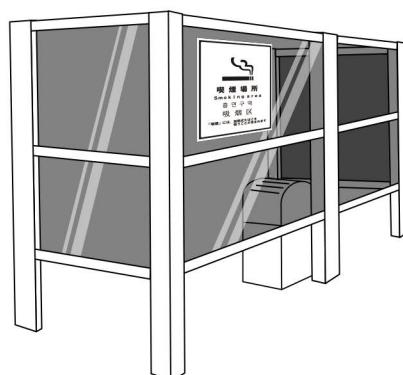
なお、敷地内的一部を喫煙場所とすることができますが、喫煙場所の設置を推奨しているものではありません。  
「原則として敷地内は禁煙である」ことを、十分に御留意願います。

- (1) 例えばパーテーションにより、喫煙場所と喫煙場所でない場所が、明確にわかるように区画されていること。
- (2) 喫煙場所であることを記載した標識をわかりやすく掲示すること。
- (3) 例えば建物の裏や屋上といった、施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置すること。



※掲示標識については  
京都市ホームページ  
「受動喫煙を防止しましよう」からダウンロードすることができます。

掲示標識の一例



区画及び掲示の一例

※施設の利用者が通常立ち入らない場所に設置

- 「第一種施設」と区分される場所に、「第一種施設」以外に区分される場所（例：「飲食店などの第二種施設」）がある場合は、「第一種施設」以外に区分される場所についても、「第一種施設」と取り扱われます。
- 「人の居住の用に供する場所（例：診療所における自宅部分）」等については、法律の規制は及びません（なお、病院や介護老人保健施設等の個室は、治療を目的として利用するものであり、「人の居住の用に供する場所」には該当しません。）。

### **③ 法律違反には指導や命令を行い、改善が見られない場合は罰則が適用されることがあります**

- 違反事案に対しては、法律に基づき、管理権原者等に対して、立入検査、指導や助言、勧告や命令等を行う場合があります。
- 命令等を行っても改善が見られない場合等は、罰則（過料）が適用される場合があります。

### **④ 受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口**

- 京都市では、受動喫煙防止対策に関するお問合せの窓口を設置しています。御不明な点は、以下までお問い合わせください。

**【電話】 075-746-6794**

（おかげ間違いにご注意ください。）

**【FAX】 075-746-2085**

**【時間】 月曜日～金曜日（祝日及び年末年始除く。）午前10時～午後5時**

**ホームページも御覧ください**

**厚生労働省ホームページ  
「なくそう！望まない受動喫煙」**



**京都市ホームページ  
「受動喫煙を防止しましょう」**



発行：保健福祉局健康長寿のまち・京都推進室健康長寿企画課（京都市保健所）



健康長寿のまち・京都

令和元年6月発行 京都市印刷物第314231号